



かけはし

連合長崎大東・壱岐・対馬
地域協議会
大村市西三城町9-1 勤労者センター内
TEL0957-48-6045
発行責任者：川本良美
2020年12月1日 第8号

連合全国一斉集中労働相談ホットライン

労働相談ホットラインを12月8日(火)・9日(水)に取り組みます。

- 場 所 連合長崎会議室 時間 10時から19時
- テーマ ~これってハラスメント?ひとりで悩んでいませんか?~
- 対応者 連合長崎アドバイザー・連合長崎専従事務局員
- 告 知 新聞広告・求人案内への広告・街頭でのチラシ配布

セクハラ・パワハラ・マタハラで悩んでいる・・・・

もしかして、これってパワハラ?

職場において、職務上の地位や人間関係などの優越的な関係を背景に、業務上必要かつ相当な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をパワハラと言います。(パワーハラスメント)

パワハラの代表的な行為は次の6つです。

1. 身体的な攻撃(暴行、傷害)
2. 精神的な攻撃(脅迫、侮辱、ひどい暴言)
3. 人間関係からの切り離し(隔離、仲間外し、無視)
4. 過大な要求(業務上明らかに不要なことなどを要求)
5. 過小な要求(仕事を与えない)
6. 個の侵害(私的なことに過度に立ち入る)

パワハラが起こる背景には、企業間競争の激化や人員削減・人員不足などによる過重労働とストレスの高まり、雇用形態の多様化等に伴う職場内コミュニケーションの希薄化などといった職場環境の悪化も関係しています。

「パワハラ」というと、上司から部下に対する高圧的な態度や言動、過度な仕事を与えたり、逆に仕事を与えないなど、「上から下」の嫌がらせをイメージすることが多いですが、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して行われるものもあります。「職場内での優位性」には、「業務上の地位」に限らず、人間関係や専門知識、経験などのさまざまな優位性が含まれます。ですから、「パート社員全員から無視された」「アルバイトに『〇〇店長、マジウザイ』などSNS上で誹謗中傷された」など、部下から上司への嫌がらせや仕事を妨害する言動、仲間外れや無視、陰口や悪い噂を職場に広めるといった同僚間による嫌がらせもパワハラとして認識されます。

「もしかしてこれってパワハラ? つらい・・・」など悩んでいるとき、大切なのは決して一人で悩まないことです。信頼できる同僚や上司、労働組合に相談しましょう。

社内相談窓口や身近に相談できる人がいない場合は、連合なんでも労働相談ホットラインにお電話ください。

1. 第10回連合大東・壱岐・対馬地協定期総会

○日 時	2020年11月14日(土) 15:00~
○場 所	大村市勤労者センター2階 講堂
○代議員	40名中34名出席
○内 容	

- 1) 2020年度経過報告 全会一致で承認
- 2) 2020年度会計報告および会計監査報告 全会一致で承認
- 3) 2021年度活動方針について 全会一致で決定
- 4) 2021年度予算について 全会一致で決定
- 5) 2021年度役員の交代について 全会一致で決定

役職名	氏 名	組 織 名	退任役員
議 長	田川 洋輔	電力総連 九電大村分会	
副 議 長	斎藤弥寿孝	自治労 壱岐市職員組合	
// 次川 久也	J P労組 対馬支部		
// 山田 大介	自治労 川棚町役場職員組合	光成 剛	
// 太田 敦	自治労 長崎県職員中央支部		
事務局長	川本 良美	連合長崎ユニオン	
事務局次長	久田 誠司	自治労 長崎県職員壱岐支部	酒井 真二
// 永留 公一	自治労 対馬市職員労働組合		
// 松添 憲達	自治労 東彼杵町役場職員組合		
幹 事	岩崎 則夫	私鉄総連 壱岐交通労組	津野 恒吉
// 坂田 行央	セラミックス連合 大村セラテック労組		
// 河野 真美	自治労 大村競艇場労組		
// 今野 敏浩	自治労都市交評議会 長崎交通労組大村分会		
// 片下 芳勝	J P労組 長崎センター支部		
// 中俣 元気	自治労連 大村市職員組合		
// 浦道 昌快	全水道 大村水道労組		
// 谷口 誠	自治労 川棚町役場職員組合		
会計監査	小椋 詩歩	全労金 九州労金労組大村分会	
// 岩永 万里	自治労 大村競艇場労組	光武佳代子	

総会の審議事項、第1号議案「2021年度活動方針(案)」では連合長崎の運動方針を踏まえ、①組織強化拡大の取り組み②総合改善の取り組み③国民運動の取り組み④政策・制度の取り組み⑤政治活動の取り組み⑥教育・文化・レク活動⑦労働者福祉活動の充実など「働くことを軸とする安心社会の実現」に向け取り組むことが確認されました。

質疑討論では、JP労組対馬支部・鶴岡代議員よりご意見を頂きました。意見として「非正規・未組織労働者も含めたすべての働く者の連帯をめざした社会的運動を展望し、労働条件の底上げと格差是正に向けた取り組みの中で、非正規社員に対するボーナス・退職金不支給の課題、各種手当や各種休暇の課題について最高裁の判決を受けての今後の連合方針は」とのご意見を頂き、執行部より事務局長答弁として「同一労働・同一賃金という課題があると思います。最高裁判決での一つの判決は、非正規社員に対するボーナス・退職金について、正社員との職務内容には一定の相違があり、不支給は不合理でないという判決。もう一つの判決は正社員と職務内容に一定の相違があっても各種手当や各種休暇については不合理であり、各種手当・各種休暇については付与されるべきであるとの判決が出されています。働き方改革で、大企業に今年4月から適用され、中小企業では来年4月から適用されますので、非正規社員の待遇改善を求めています。その中で、待遇差が禁止される項目も明記され不合理な待遇差がないようにとされています。しかし、正社員と同一の職務内容が必要ともされていて、待遇差がある場合はその内容や理由を説明することを義務付けられました。また、労働者は説明を求めることができることになりました。当然、連合として非正規社員に対するボーナス・退職金について、不支給は不合理ではないという事については、すべてそれで終わらせるという事ではなく、ボーナス・退職金についても一定の支給になるように求めていかなければならない。」と答弁し、活動方針では働く者の生活と雇用を守るという事が一番の取り組みであることが補足説明されました。

政治活動の取り組みでは、ご意見として衆議院選挙区3区は五島列島から壱岐・対馬、佐世保の一部そして大村東彼杵と広範囲であり、地協も五島地協・佐世保地協と大東・壱岐・対馬地協の三地協の連携が必要と認識しているのでしっかりと連携して取り組みを進めてほしい、そして早く具体的に取り組みを進めていくことが必要ではないかとご意見を頂きました。地協として、三地協の連携はしっかりとやっていきます。具体的には、連合長崎の選挙対策会議を受けて取り組みを進めていくと答弁されました。